

# 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム桐の里 重要事項説明書

[令和元年10月1日現在]

- 1 当施設が提供する介護サービスについての相談窓口は、次のとおりです。
- 電話 0198-48-2905  
(土・日曜日祝日以外の午前8時30分～午後5時30分)
  - 担当 生活相談員 (社会福祉士・介護支援専門員)

## 2 当施設の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

施設設置者	社会福祉法人大迫桐寿会
施設名	指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム桐の里
所在地	岩手県花巻市大迫町大迫第11地割1番地1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設0372300152 岩手県指令県南広保第162-108号
事業の内容	介護保険法令に従い、利用者の身心の状況に応じた適切な介護サービスを提供します。
法令順守責任者	園長 佐々木 一 広

### (2) 職員体制 (運営規程で定めた員数を基準配置とする。)

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	社会福祉士	1名(1)兼務		1名(1)
医師		名( )兼務	1名(1)兼務	1名(1)
事務員		3名(2)兼務		3名(2)
生活相談員	社会福祉主事	2名(2)兼務		2名(2)
介護支援専門員		1名(1)専任		1名(1)
栄養士	栄養士	1名( )兼務		1名( )
機能訓練指導員		*看護師1名が兼務		*1名
調理員		5名( )兼務		5名( )
介護補助員		1名(1)専任		1名(1)
看護師	看護師	5名( )兼務		5名( )
介護職員	介護士 介護員	介護支援専門員	4名( )重複	4名( )
		介護福祉士	17名(3)兼務	17名(3)
		介護員	9名(4)兼務	9名(4)

( )内は男性再掲

(3) 設備の概要

入所定員	58名（他短期入所8名）	利用者トイレ	5ヶ所
居室	4人部屋	12室（1室 9.6㎡）	静養室
	4人部屋	2室（2室 11.5㎡）	医務室
	2人部屋	2室（1室 9.9㎡）	食堂
	個室	6室（1室 14.7㎡）	談話室
浴室（2ヶ所）	普通浴室・車椅子浴室	相談室	1室（兼会議室）
洗面所	各居室及び共同型計23ヶ所		

3 介護サービス内容

当施設では、利用者の身心の状況に応じて、本体生活棟及び小規模生活棟での生活を提供させていただきます。

(1) 日常の生活日課

6:00	7:40	10:00	12:00	14:00	18:00	21:00
起床	朝食	各種活動	昼食	入浴	夕食	就寝
洗面		趣味/個別		(普通浴)		
着替え		入浴		(特殊浴)	夜間も排泄介助や巡視及び見守りを徹底します。	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                 日中も利用者の身体状態を踏まえて、排泄介助及び見守りや健康管理に努めます。             </div>						

(2) 週間の生活日課

① 本体生活棟（58名）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	入浴 (一般浴) 対象者全員 理容(第2・4)	入浴 (特浴) 対象者全員 リハビリ	趣味活動 訪問売店 各種活動	入浴 (一般浴) 対象者全員	入浴 (特浴) 対象者全員 リハビリ	グループ 活動 リネン交換	憩いの日
午後	入浴 (特浴) 該当者	入浴 (特浴) 該当者	入浴 (特浴) 該当者	入浴 (特浴) 該当者	入浴 (特浴) 該当者 回診	入浴 (特浴) 該当者	懇話

② 小規模生活棟（8名）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	入浴 (一般浴)	グループ 活動 リハビリ	グループ 活動 リネン交換	入浴 (一般浴)	グループ 活動 リハビリ	グループ 活動	憩いの日
午後	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助	趣味活動 個別援助 回診	趣味活動 個別援助	懇話

### (3) 施設介護サービス計画の作成・調整

当施設では、利用者の自立支援や機能回復及び健康維持を目的に、本人・ご家族と施設の担当介護支援専門員の協議により「施設介護サービス計画」を作成させていただきます。

具体的な日常生活の援助は、このサービス計画に沿って提供させていただき、利用者の状況を踏まえて「生活棟」や「居室」の利用方法についても相談させていただきます。

### (4) 生活援助

#### ① 食 事

利用者の食習慣・食形態及び健康状態を参考に「栄養と味わい」を基本とした食事の提供に努めます。また、利用者の希望により摂取場所（食堂・居室・談話室）及び摂取時間は自由に選択できます。なお、利用者の日々の健康状態によって、個別に提供する場所及び時間帯を設定させていただきます。

区 分	食 事 時 間	備 考
朝 食	7：40～ 8：40	食事以外に「おやつ」として、午前・午後・就寝前に「菓子や飲物」を提供します。
昼 食	12：00～13：00	
夕 食	18：00～19：00	

注) 食後は、歯磨き・義歯の清潔保持を援助します。

#### ② 入 浴

利用者の身体機能に合わせた入浴形態（一般浴・特殊浴）と個別の入浴介助に努め、入浴できない場合は、全身清拭や部分清拭による入浴の代替を援助します。

入浴回数は、2回／週以上を目安に援助します。

区 分	入 浴 時 間	入 浴 日
一 般 浴	10：00～11：30	月・木曜日
特 殊 浴	10：00～11：30	火・金曜日
	14：00～16：30	月・火・水・木・金・土曜日
身体清拭	健康状態により代替	随時設定

注) 特殊浴とは、身体及び健康状態により「椅子式」のストレッチャーで入浴する形態です。

#### ③ 機能訓練

利用者の身体機能や意思に基づき、在宅の生活支援を目的にリハビリ的援助を取り入れ機能低下の予防に努めます。

状況により、専門医師等（医師、理学療法士、作業療法士、看護師等）の訓練や指導に基づき職員が支援させていただきます。

#### ④ 生活相談

生活相談員が窓口となり、利用者及び家族が抱える心配事等の相談を受けます。

#### ⑤ 健康管理

利用者の健康については、看護師による日常の「健康管理」と嘱託医師の定期的な診察により疾病の併発や予防に努めます。

毎週金曜日の「13：30～15：30」の間、施設内で嘱託医師による診察と健康相談を受けることができます。

また、年1回以上の健康診断により病気の早期発見と治療に努めます。

⑥ 介護職員による医療的ケアの対応について

平成24年4月1日以降、関係法令で定められた範囲で、利用者及び家族の同意の上、嘱託医師の指示及び施設の看護師との連携により、介護職員の医療的ケア（痰の吸引及び経管栄養者の対応・管理）を介護職員がおこなう体制を整えました。

ただし、対応可能な介護職員は、関係法令で定められた一定の専門研修を受講し、岩手県知事の認定を受けた者が対応します。

⑦ 各種行事

利用者との親睦・交流としてお茶会等の定期行事や季節行事があります。

また、利用者の社会参加と生活圏の拡大を目的に各種訪問やボランティア活動を受け入れや外出活動等、地域に密着した交流を実施しています。

⑧ 理容サービス

毎月第2・4月曜日9：00～11：00に大迫理容師組合の方々の訪問協力により理容サービスを実施しております。

利用料金は、下記のとおりです。

理 容 内 容	料 金
整髪と顔毛剃り	2,000円
整髪のみ 顔毛剃りのみ	1,000円

4 利用料金（一日あたり）

(1) 基本料金

① 施設介護費

【令和元年10月1日施行】

要介護度区分	自己負担額		1ヶ月（30日間）あたりの自己負担額	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護度1	559円	559円	16,770円	16,770円
要介護度2	627円	627円	18,810円	18,810円
要介護度3	697円	697円	20,910円	20,910円
要介護度4	765円	765円	22,950円	22,950円
要介護度5	832円	832円	24,960円	24,960円

(2) 居住費

利用する居室の形態により「居住費」として負担いただきます。（1日あたり）

【平成27年8月1日施行】

居室区分	自己負担額	月額(30日)負担額	備 考
従来型個室	1,171円	35,130円	個室料と光熱費相当額
多床室(2～4人)	855円	25,650円	光熱費相当額

ただし、利用者に感染症や重篤な精神症状が確認され、医師により「個室の利用が必要」と診断され、やむを得ず「従来型個室」にした場合は、多床室扱いになります。

(3) 食費及び介護保険制度加算

食費「食材料費相当額」と介護保険制度加算は、入所利用日数単位に全員が加算されます。以外は、区分項目に該当した日数が加算対象となります。

区分	基準額(日額)	月額(30日)負担	備考	
食費	1,392円	41,760円	食数に関係なく、一日あたりの自己負担額負担となります。	
介護保険制度加算関係	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18円	540円	介護職員の総数のうち、介護福祉士を6割以上配置している施設で加算が適用します。
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13円	390円	要介護度の高い利用者への質の高い介護を夜間も維持するため夜勤職員を基準以上に配置している施設で加算が適用します。
	看護体制加算(Ⅰ)ロ	4円	360円	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応するため、基準以上の看護師を配置の施設で加算が適用します。
	(Ⅱ)ロ	8円		
		計12円		
	看取り介護加算(基準に適合し看取り介護を実施)	144円	最高3,888円	死亡日以前4日以上30日以下
		680円	最高1,360円	死亡日以前2日又は3日
		1,280円	1,280円	死亡日
	外泊加算	246円	該当する日数相当	入院及び外泊した翌日から6日間は、外泊扱いとなり加算が適用します。
初期加算	30円	900円(30日計算)	新規に入所した場合や入院等で外泊扱いが30日を越え、再度入所した場合は、入所した日から30日間、加算が適用します。	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本介護費＋各種加算の月額×8.3%＝加算額		介護職員の処遇を改善するため国が定めた基準と当施設が該当する区分で計算した月額が加算されます。	
介護職員等特定処遇改善加算	基本介護費＋各種加算の月額×2.7%＝加算額			

注1) 上記の各種加算以外の法定加算を摘要する場合は、個別に詳細を説明して対応します。

注2) 上記の「(2)居住費、(3)食費」については、「介護保険負担限度額認定証」により負担限度額が設定されている利用者にとっては、認定証に記載されている金額が日額の自己負担額となります。

注3) 上記の基本料は、介護保険法で定められた基準額に準拠しています。

#### (4) その他の料金

##### ① 入院時居室維持費

利用者が医療施設に入院した際は、介護保険法令に基づき入院後3ヶ月以内に退院が見込まれ、退院後も桐の里の生活を希望する場合、居室(ベッド)を確保します。この間、居室(ベッド)を維持・確保するため、次の費用を負担いただきます。

金額	備考
246円 (1日あたり)	1) 入院した翌日の7日目から、退院した前日までの日数が適用されます。 2) 適用となった期間内であっても、緊急な短期入所に転用した場合は適用外です。

なお、入院した翌日から桐の里の入所費用「介護費・食事費・居住費等」の請求はありません。

- ② 行事等参加費  
バス旅行やドライブ等の行事に参加する場合、施設見学科・食事代の実費分を負担いただくことがあります。ただし、内容は事前に提示し相談させていただきます。
- ③ 全額自己負担となる費用  
利用者の希望による「物品の購入」や施設が提供する食事以外に「外部から食事」を取り入れる等の場合は、利用者に実費額を負担していただきます。

(5) 入所費用（利用額）の支払い

毎月の利用額は、翌月の10日過ぎ請求書が発行されます。請求後、20日ごろまでにお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行します。

お支払い方法は、口座振替、銀行振込、事業所の窓口支払い、もしくは、預り金からの精算のいずれかになります。

5 入所及び退所手続き

(1) 入所の手続き（利用開始）

入所を希望される場合は、介護保険証の要介護度認定区分「3」～「5」の方が対象となり、施設の担当者から説明を受けて「入所申込書」の必要事項を記入し、申込みください。また、要介護度認定区分「1・2」の方については、居宅において日常生活を営むことが困難など、やむを得ない事由に該当すると思われる場合は「保険者に意見を照会」し、「特例入所」に該当すると認められる場合にのみ申込を受付けます。なお、入所は施設職員と地域住民の第三者で構成する「入所検討委員会」で入所優先順位を検討し、その順位で入所していただきます。入所に際し、施設のサービス内容に同意いただき、入所利用契約を締結させていただきます。

(2) 退所の手続き（入所契約の終了）

次のような場合、施設を退所となります。なお、退所後の生活については、関係機関・施設等の情報提供や連携・調整による支援を協力させていただきます。

① 利用者のご都合によりサービス利用契約を終了する場合

希望する退所日の30日前にまでに申し出ください。代理人の立会いにて契約を解除することができます。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

利用者がお亡くなりになった場合

利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）及び要支援「1」もしくは「2」と認定された場合

利用者の要介護認定区分が、要介護「1」もしくは「2」と認定され、特例入所の要件に該当しない場合。ただし、平成27年3月31日時点で当施設に入所している方については、継続して入所が可能です。

(3) その他

① 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合や、利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

または、やむを得ない事情により施設を閉鎖や縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。

② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または、入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった

場合、文書で通知のうえ入所契約を解除（終了）させていただく場合があります。

## 6 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営方針

- ① 当施設で提供する入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- ② 利用者の人権・人格を尊重し、常に利用者本位のサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に施設入所介護サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- ③ 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。
- ④ 常に、介護サービスの質の管理・評価を実施し、適切な介護技術をもってサービスを提供します。

### (2) 施設利用に当たっての留意事項

内 容	備 考 ・ 留 意 事 項
衣類・所持品	衣類は「整理タンス」及び専用の「収納棚」に整理し、所持品類は扉付き床頭台に保管できます。なお、必要な衣類等は、季節毎に入れ替え出来るよう協力願います。また、衣類及び持ち物には、個人の「名前」を記入ください。ペット類の持ち込みは遠慮願います。
貴重品の管理	利用者が「金銭・貴重品」を所持される場合は、整理タンス備え付けの「鍵付き保管庫」に保管できます。なお、事務室の金庫でも預かりできますが、家族等の立会をお願いします。
面 会	7：00～19：00の時間帯で面会が可能です。以外の時間帯に面会を希望する場合は、警備員に申し出ください。
外出・外泊	個人的な外出等については、事前に申し出いただき、家族等の付添いにより外出・外泊ができます。
受 診	定期受診等、必要な受診は施設で対応しますが、状況により家族等の付添いを願うことがあります。体調が変化し緊急受診が必要な場合は、施設の判断で医療機関に受診します。
飲酒・喫煙	喫煙は、防火管理面から所定の喫煙所であれば可能です。 飲酒は、他の入所者に迷惑をかけない範囲であれば可能です。
宗教活動	施設内での宗教活動は一切禁止します。
介護用品・設備の使用	利用者の介護用品（車椅子・オムツ類・簡易トイレ等）は、身体状態を考慮して施設から提供します。一般的な設備については、安全な範囲で使用可能です。
衣類の洗濯	衣類等は、施設の業務用洗濯機・乾燥機で処理しますが、素材により施設の機械で処理が難しい場合は、対応できないことがあります。

## 7 緊急時の対応方法

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

当施設では、緊急時の受診先として「岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター」及び「岩手県立遠野病院」を予定します。

大迫地域診療センター＝花巻市大迫町大迫13-20-1  
岩手県立遠野病院 ＝遠野市松崎町白岩14-74

TEL0198-48-2211  
TEL0198-62-2222

緊急連絡先	1	2
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		

## 8 非常災害対策

- 防災時の対応 ⇒ 職員の指示に従って行動願います。
- 防災設備 ⇒ 消化器等、消防法に基づいた設備を設置しています。
- 防災訓練 ⇒ [年間防災訓練計画書]により、定期的に訓練を実施します。
- 防火管理者 ⇒ 管理者があたります。

## 9 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する介護サービス提供上で発生した事故については、直ちに家族へ連絡するとともに当該市町村及び関係機関に速やかに連絡し、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して摂った処置・対応は記録し保管します。
- (2) 利用者に対する介護サービス提供上で、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに対応します。  
なお、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉事業者総合保険
保障の概要	賠償責任保険約款の定める範囲

## 10 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当  
担当 生活相談員 電話 0198-48-2905
- (2) その他  
当施設以外に、花巻市及び花巻市大迫総合支所・岩手県国民健康保険連合会の相談・苦情窓口にご相談・苦情を申立てすることができます。  
 花巻市大迫総合支所市民サービス課福祉係 電話 0198-48-2111  
 岩手県国民健康保険団体連合会相談窓口 電話 019-604-6700

## 11 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人大迫桐寿会  
代表者役職・氏名 理事長 佐々木 俊 雄  
本社所在地 岩手県花巻市大迫町大迫第11地割1番地1  
電話番号 0198-48-2905

定款の目的に定めた事業

- 1、介護老人福祉施設の設置経営
- 2、通所介護事業所の設置経営
- 3、短期入所生活介護事業所の設置経営
- 4、居宅介護支援事業所の設置経営
- 5、その他これに付随する業務



施設・拠点等	介護老人福祉施設	1カ所
	通所介護（日常生活支援総合事業含む）	1カ所
	短期入所生活介護・介護予防短期入所介護	1カ所
	居宅介護支援	1カ所

1 2 その他

令和 年 月 日

介護老人福祉施設の入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者  
所在地 岩手県花巻市大迫町大迫第11地割1番地1  
名称 介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム桐の里  
管理者 佐々木 一 広 印

説明者 所属 生活相談員  
氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、介護サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所  
氏名 印

(代理人) 住所  
氏名 印